

三元思想の形成について

— 道教の應報思想 —

秋 月 觀 暎

まえがき

中國人の道德を支えて儒家の教説にも比肩すべき重要な役割を果たす司命奪算・竈神上天・三尸上天など中國古代の宗教的な應報觀念は、六朝末ころ三元の冠稱をもつて出現する一連の道經を通じて道教の教理體系中に導入され、所謂三元思想を生み出して道教の應報思想を確立するのであるが、この三元思想の形成に関しては、既に唐代以來數々の謬見が行われ、未だ充分な省察が加えられぬまま、徒らに今日の學者の誤解を導いている。そこで小論においてそれら先人の所説に検討を加え、専らその批判を透して三元思想の形成に関する若干の私見を明らかにしたい。

ところで小論の所謂三元思想とは、例えば隋末唐初頃の成立と推測される代表的な三元經典「洞玄靈寶三元玉京玄都大

獻經」(第二)に據れば、「一切衆生の生死の命籍と善惡の簿録は普く皆係つて三元九府に在り、天地水三官は功過を考校して毫分も失うことが無い。いわゆる三元とは正月十五日を上元と爲し、天官が檢勾する。七月十五日を中元と爲し、地官が檢勾する。十月十五日を下元と爲し、水官が檢勾する。従つて一切衆生は皆天地水三官の統攝する所である」と説かれる如く、三元における天地水三官の考校に基く功過應報の教説を意味するのであるが、元來この三元の語は極めて雑多な語義を含み、道教の教理史上においてすら幾つもの異つた概念として登場する有様であり、既に指摘した三元思想を廻ぐる先人の誤謬もまた斯かる三元の語義の多様性に起因するところが多くないと認められるので、以下行論の上に生ずる混亂を防ぐため、豫めその語義内容を整理分類しておくのが便宜である。即ち三元には

東方學

第一類 節候・曆日

(1) 正月元日 (本論第一頁参照)

(2) 正月・七月・十月の十五日 (本論第一頁参照)

第二類 宇宙萬物の根元

(1) 道の始 (本論第六頁参照)

(2) 三 炁 (本論第六頁参照)

(3) 三 才 (本論第六頁参照)

第三類 神格名

(1) 北帝・三官・太玄の同格神 (本論第四頁参照)

(2) 三官の同一神 (本論第四頁参照)

(3) 三素元君の略稱 (本論第七頁参照)

の如き語義を見出しうる。このほか小論に直接関係のない用例を加えれば十指に餘るものを数えうるが、煩を避けて省略に従う。

一

さて道教の三元思想の成立に關する先人の所説の第一は、
 該余叢考(卷三)「天地水三官」の論に見ゆる趙翼の次の如き見
 解である。即ち彼はその冒頭に明の歸有光撰の三官廟記の説
 を引いて「道家にあつては天地水を以て三官となし、人の爲
 に賜福・赦罪・解厄を能せしめ、帝君の尊稱を以てこれを呼
 んでいる」と云い、更に「五斗米道の張衡にはこの三官の稱

二

があつたが、當時は未だ三元の語は現れていない。併し北魏の孝文帝の詔には明らかに三元の語が使われているから正月・七月・十月の望、即ち十五日を以て三元の日とすることは既に北魏の時代から始つてゐることが知られる。蓋しこれは當時尊信の篤かつた道士寇謙之が張衡の三官の説を襲い、これを三首月に配當して節候となしたものであらう」と云うのである。

この説は今日ほぼ通説ともなつてゐるようであるが、これは誤りであると断定して差支えあるまい。⁽²⁾なるほど魏書(卷七)の孝文帝紀には明らかに、太和十四年詔を「普下州鎮長、至三元絶告慶之禮」と見えており、これが前掲第一類(2)の用例に於いて現れる三元の語の典故として最も古いものの一つであることは確かであるが、この場合趙翼が三元の語を直ちに正月・七月・十月の十五日を指すものとして、聊も疑いを差挟まなかつたのは輕卒と云うべきであつて、荆楚歲時記にはその冒頭に

正月一日、是三元之日也。

と記しており、太平御覽(卷七)に引く玉燭寶典には

正月爲端 註略 其一日爲元日 元善善之也 先生蘇元以居正 始也 一也 首也 亦云上

日。亦云正朝。亦云三元 元善善之也 始也 一也 首也 亦云上 元日之元 時之元 亦云三朔。

と載せている。說郛本玉燭寶典には右の記事は見當らないが、同本歲華紀麗(卷)の元日の條には、次の如き註が見え

る、

八節之端 註略 三元之始 聖人考曆、以正三元。此聖人知命之術、讓之元、日之元、時之元也。

この様に三元には曆法の基本単位である歳・日・時の元、即ち始めを意味し、正月一日を指す語義があり、少くとも荊楚歳時記編纂の時期と推定される六世紀から七世紀の初めころ荊楚地方にかかる三元の稱謂の行われたことが明らかである。³⁾ また北齊書(卷四十五)張華原の傳に、兗州の刺史として赴任して以來四人の釈放に努めた彼が年末に至るまでなお放ちえなかつた重罪人を假釋放し、家に歸して「申賀」せしめたことを記して

州獄先有囚千餘人。華原皆決遣、至年暮唯有重罪數十人。華原亦遣歸家申賀、依期至獄。

と述べているが、一方太平御覽所收の北齊書はこれと若干記事を異にしており

獄有繫囚。書謂之曰。三元之始念鄉幽閉、今給假五日、足得展謁親、盡當還也。依期至獄。

と載せているが、これによれば華原が囚人を假釋放したのは年暮が明けた正月即ち「三元之始」であつたことが明瞭であり、正月一日を三元と呼ぶ稱謂は華北に汎く行われていたことを推測せしめる。従つて北魏孝文帝の詔勅に見ゆる三元の語は、後述の如く六朝末以降に普遍化される三元の概念、即ち正月・七月・十月の十五日と解すべきではなく、正月一日

三元思想の形成について(秋 月)

と見做すのが妥當であると云えよう。

元來、該詔勅發布の経緯は太和十四年九月太后馮氏の崩に逢つて悲歎にくれた孝文帝が、古禮に則つて三年の喪に服せんとして群臣の激しい反對に遭ひ、同年の十月末に至つて、なお止み難い太后追懷の心情を披瀝した詔勅であり、その間北魏朝廷において闘わされた論義の内容はこれを詳細に伝える魏書(卷百)禮志に譲るが、この際孝文帝が心ならずも政務に携わらなければならぬ翌年正月年頭における「告慶之禮」を中止せしめることは、その深い哀慕の情に鑑みて充分了察されるであろう。更に太平御覽所收の荊楚歳時記は前掲「正月一日、是三元日也」に注して「但元正之朝、存亡慶弔、官有朝賀、私有祭享」と記しており、元正の朝に存亡の人々に對する慶弔の禮を行ふ慣習のあつたことを傳えているが、所謂「告慶之禮」とはこれに擬すべきものであろうし、張華原の傳に見ゆる「謁親」「申賀」もまたこの禮に類するものと推測される。されば孝文帝の詔勅に見ゆる三元の語が正月一日を指すものであることは疑ないようである。趙翼がこれに據つて正月・七月・十月の十五日における三官の校算と、天曹の應報を説く所謂三元思想の起源を北魏に溯らしめ、その教説の創唱者を寇謙之に托しているのは誤りであると云わなければならぬ。

併し趙翼自身さきの所論において何等觸れるところはない

が、魏書(四)釋老志には、斯かる推論と一見矛盾する次の如き記事が存している。

張陵受道於鶴鳴、因傳天官章本千有二百。弟子相授其事、大行齋祠跪拜、各成法道。有三元九府百二十曹、一切諸神咸所統攝。

ここに記される三元九府百二十曹とか、三官九府百二十曹などの名数は道教經典、就中、三元經典中に汎く見出され、一切衆生及び一切諸神を統攝する天曹の構成を示すものであるが、特に前者の如く三元をもつて九府百二十曹に冠する表現は、三元教説の展開において最も遅く成立する考え方に基くと見做されるだけに、これが釋老志中に唐突として現れていることには見逃し難い疑問がある。

さて三官を三首月に配する三元の思想の成立を北魏に求める所論の誤謬なることは既に指摘したが、遅くとも北周末には兩者の配合が成立しているようで、無上秘要(卷五十一)三元齋品には

謹以三元大慶吉日、清齋燒香、首謝前身、及得今日積行所犯、天所不原、地所不赦、神所不哀、鬼所不放、億罪兆過。觸犯三元百八十條、三官九府百二十曹、陰陽水火左右中宮、考吏之罪。今故燒香、歸身歸神歸命。

と説いており、三元と三官檢勾の思想を結ぶ所謂三元思想の成立していることを示している。併しここで齋日としての三

元と天曹としての三官とが混同されることなく独自の意義を保っていることは注意すべきである。この點はその間多少の時代的な發展の迹を辿りうるにせよ、六朝末期に出現する三元經典の所説に共通して認められるようで、例えば太上太玄女青三元品誠拔罪妙經(卷七)は

俟三元之日、三官考籍之宵、分配生死、定貧富人鬼二路。と説いており、三元と三官とはともに本來の性格と機能を堅持して揺らぐところがない。また太上大道三元品誠謝罪上法(第三十)には

修仙上道學士、一歲三過行之(謝罪上法)。行之當令心丹意盡、神形同苦、无有怠倦、感徹諸天、三元削罪於黑簿、北帝落死而上生。三官保舉於學功。太玄記錄於上仙。

の如く三元は北帝・三官・太玄などの諸天と同格の神とされながらも、なお三官とは別個の地位を與えられているのを見る。(6)併し太上洞玄靈寶三元品誠功德輕重經(第十)は、兩者の混同されてゆく道筋を示唆するかの如く

上天天官置三宮三府三十六曹。中元地官置三宮三府四十二曹。下元水官置三宮府四十二曹。天地水三官九府一百二十曹。

と三官を三元に置換えうる可能性を計數の上に示している。果して南宋の眞可度の撰する靈寶无量度人上經大法(卷四)に

引く唐の李少微の註には

三官九司謂三元九官也。上元宮闕在九天之上。中元宮闕在九地之間。下元宮闕在澤淵之中。三元總九宮二十七府百二十曹。靈仙眞聖元量天極天地神靈、莫不屬之。職之大者、唯三元三官也。

と注解しており、三元は三官と同一神とされ、更に三元は九宮二十七府百二十曹以下、一切諸神の屬せざるなき最高の天曹神としての地位と職能を附與されるに至つてゐる。當面の問題である釋老志の一節「有三元九府百二十曹、一切諸神咸所統攝」の記述が、この李少微の注釋と符合し、兩者の説く三元の内容に本質的な一致を見出しうることは、問題の一節に於ける三元の思想が六朝末以降のものであることを示唆するものと解せられよう。その一節に先行する「張陵受道於鶴鳴、因傳天官章本千有二百」の記述が『魏志や後漢書を承けつきながら、そこに見える「道書」もしくは「符書」に（魏書撰述の當時流布していた）「天官章本」なる道典を當てはめ書きかえ』られたものであることは、既に福井博士が指摘されたところであり、これに續く問題の一節が同様な手法によつて書かれることもまた豫測されるであろう。更にそこに示される「三元九府百二十曹」からなる天曹の構成は、釋老志中に詳説される原始道教の「三十六天三十宮」の天界の構造との間に著しい相違があり、前後に辿りうる教理上の記

三元思想の形成について（秋月）

述との間に融通し難い違和感を秘めていることも、魏書が北齊文宣帝の時代に一旦成立してのち、後主緯の武平年間に至るまで前後三回に互つて改變されているほか、後人の補筆になる部分が尠くないと云う事實に鑑み、⁽¹⁰⁾紋上の推定を裏附けるものとなしえよう。ともあれ、當面の釋老志の一節は、唐代、早くとも六朝末を溯らない時期に成立した三元の思想を示すものであつて、これを北魏時代の所説として受取ることとは不可能であると云うことにならう。

二

道教の三元思想の成立に關する第二の議論は甄正論^(中)に見える唐の玄奘の意見である。即ちその要點は「三元とは上元・中元・下元であり、正月十五日が上元、七月十五日が中元、十月十五日が下元であるが、この上元を天官校計の日、中元を地官校計の日、下元を水官校計の日として、この日に天地水三官がそれぞれ人間の功過を校算すると云う教説は陸修靜の創作になる架虛の説である」と云うのである。⁽¹¹⁾更に續けて彼はこの教説の虚構にして信ずべからざる所以を教理上の矛盾と不合理を衝くことによつて批判しているが、この批判の焦點である教説内容の虚實はこの場合問題外であり、當面の問題は三元の日と三官校算の説を結び付けて三元思想を構成したのが果して陸修靜であつたか否かにある譯である。

されはこの點を明らかにする第一の決め手は陸修靜がかかる教理を説いているか否かの判定にかかつてくることになる。

さて今日陸修靜の撰著として道藏中に傳えられるのは、(1) 太上洞玄靈寶衆簡文一卷(洞玄部經、一九二冊)、(2) 洞玄靈寶齋說光燭戒罰燈燭願儀一卷(洞玄部經、二九二冊)、(3) 太上洞玄靈寶授度儀一卷(洞玄部經、二九四冊)、(4) 陸先生道門科略一卷(太極部經、第七六冊)、(5) 洞玄靈寶五感文一卷(正一部、第一〇〇四冊)の五部に過ぎないが、これらを通じて三元の語は全く見出せない。併し修靜の撰著は一百巻とも云われ、今日その名を知りうるものだけでも三十部に達しており、僅かに五部をもつて早急な判断を下すことは慎むべきであるが、この陸先生道門科略において

凡逋違之民、天曹奪算創籍。三官遣考、召君吏潛守門戶、考逮人口、令招災害。罪重遭六害、輕罪被五災。

などと明らかに天曹奪算及び三官遣考の所説を見出すにも拘らず、一言たりとも三元のことに説き及ぶところがない事實は三元思想を陸修靜の創唱に歸する玄嶽の説が頗る疑わしいことを物語っている。

併しそれにも拘らず、玄嶽が陸修靜創唱説を主張するのは何か據るところがあつたものと思われるのであるが、道教義樞(卷二)には

陸先生、解三才謂之三元。三元既立、五行成具。以五行

爲位、三五相合。謂之八會、爲衆書之元。

の記事があり、彼に三元の所説のあつたことを暗示しているのが注目される。⁽¹³⁾ 思うにこの一節は道經の所起に關するもので、雲笈七籤(卷三)道教本始部の所説を借りれば「道家の經誥を尋ぬるに、三元より起る。本に従つて迹を降し、五徳を成し、三を以て五に就き、乃ち八會を成す云云」に應ずるものであり、従つてこの三元とは、溯つて例えば「三元爲道之始」「三元育養九炁」(無上秘要、卷五)など、前表第二類に属する宇宙萬象の根源の義に連なるものであると解される。これに對して彼の所謂三才とは、察するところ「三才之道」(易經下傳)即ち天地人を指すもののように、續いて義樞の撰者が「三元應非三才」と述べて修靜の見解を否定し、更に

三元在天地未開、三才未有之也。三元者、一曰混沌大無元高上玉皇之炁。二曰赤混大無元上玉虛之炁。三曰冥寂玄通(元)無上玉虛之炁。

と附加している所以があると理解されるのである。斯様に陸修靜の撰著中に見出される唯一の三元の語の内容が、所謂三元思想との間に何等直接的な思想上の關連を求め難いとするならば、三元思想を陸修靜の創唱と見ることは益々もつて困難となる。

元來、三元の名を有する道典が出現するのは、梁の陶弘景が撰した眞誥に録する三元布經(卷五、第五經)が最初のように、以後

北周の無上秘要に洞眞三元品誠經(卷五)、洞眞三元玉檢布經(卷十七)、洞眞三元流珠經(卷十七)等の經名を見るほか、唐の三洞珠囊・要修科儀戒律鈔・辯正論などに至つてその數を増している。⁽¹⁶⁾かかる檢索の結果によれば、三元經典從つてまた三元思想成立の時期は一見梁代を溯るかの如く考えられ易いが、眞誥中に檢索される三元布經とは無上秘要に見ゆる洞眞三元玉檢布經であると見られ、更にこれが現行道藏中の上清三元玉檢三元布經と同一經典であることは上清部が洞眞十二部の重要な一部をなすことから誤ないものと推測されるので、三元布經の内容は上清三元玉檢三元布經を通じて窺いうる譯であるが、この經典は「上元檢天大籙、下元檢地玉文、中元檢仙眞書」の三部より成つており、三元とはこの三秘文を檢封し布施する太素元君の女、即ち紫素上元・黃素中元・白素下元の三元君を意味するもので、上中下三元を天地人ならぬ天地仙に配する構成には頗る注目すべきものを含んでいるが、未だ三官校算の應報説は全く認められず、これが三元思想形成以前の段階に属することを暗示している。従つて三元布經自體は所謂三元經典の範疇より除外すべきであり、檢索される最古の三元經典は無上秘要出典の洞眞三元品誠經と云ふことになる。されば三元思想成立の時期は概ね眞誥以後無上秘要まで、つまり六世紀中葉より末葉に至る二三十年の間に見定めることが出来る。但それが如何なる道士の

手になるものが具體的に突止めえないのは遺憾であるが、次にこの三元思想の形成過程について再び先人の所説を手懸りとして若干の見解を示しておきたい。

三

清の俞正燮は癸巳存稿(卷十三)に「中元施食」と題する所論を掲げているが、その論旨の大意は「七月十五日の中元の行事は本來道家の説くところであり、同じ日に佛家が孟蘭盆の行事をするのは、佛家が道家の中元を利用したものである」と云うのであり、その理由として「孟蘭盆經には七月十五日が明記されているけれども、佛地にも月法日法があり、中國の七月十五日は正しく佛地の第五月の末日に當つておるから七月十五日を用いるのは不當である。若し佛地の七月十五日をとるならば中國の八月晦日に當る筈である。従つて中國の佛家が七月十五日に孟蘭盆を行うのは、佛家が道家の中元を利用したものに外ならない」と主張している。ここに云う歴法上の算定の根據は今日詳かにしえないが、結論から申すならば、この所説もまた誤りであると云わなければならない。すなわち、既に述べたように道教の所謂三元思想が成立したのは、大體六世紀中葉から末葉にかけての時代であると推定されるのであるが、これに對して孟蘭盆經の漢譯は、今日傳えられる如く西晋の竺法護の譯出とすることに疑問がある

にせよ、梁の僧祐の撰する出三藏記集^(四)には失譯ながら收録されていることから、同記集の撰述される天監十四年^(555年)以前の成立であることは確實である。事實、佛祖統紀^(七)には大同四年^(538年)梁の武帝が同泰寺に於いて孟蘭盆齋を設けしめたことを傳えており、荊楚歲時記も「七月十五日、僧尼道俗悉營盆供諸佛」と記し、孟蘭盆經を引用して刻明な註釋を施している。また魏書の釋老志は孝文帝の太和十六年^(466年)の詔として

四月八日、七月十五日、聽大州度一百人爲僧尼、中州五十人、下州二十人、以爲常準、著於令。

と記載しているが、この四月八日は釋迦降誕の日であり、七月十五日は孟蘭盆の日と見做す以外に適切な推定を下し難いとするならば、中國における孟蘭盆會の起源は五世紀末までも溯りうることになるのであつて、所謂三元思想の成立よりも遙かに古いことが知られよう。従つて歴史的に見る限り佛家が道家の中元を利用して孟蘭盆の日を定めたと言ふ齋正變の説は成立し難く、寧ろ逆の場合を想定するが妥當であると云うことにならう。

唐初の法琳は辯正論^(八)において

孟蘭盆經云。七月十五日僧自恣時、獻盆供者能救七世父母之苦。比見諸州道士亦行斯法。豈不濫哉。

と當時諸州の道士が孟蘭盆經の教法を眞似てゐることを非難

しているが、これ以前においても上掲二資料から察せられる如き孟蘭盆會の流行があつたとすれば、恰も形成途上にあつた道教の教理の上に何等かの影響を及ぼすことは充分豫想されるころであるが、確かに六朝末期に成立する三元思想にはかかる孟蘭盆會盛行の趨勢に促されたものでなからうかと推測される節がある。この様な推測を強めるのは、元來孟蘭盆經には報恩奉盆經と呼ばれる異譯本があり、具體的な譯出の事狀は判然としないが、これが出三藏記初出の孟蘭盆經の譯出よりも古いものであることは兩經の内容的な比較によつても察知されるようである。奉盆經の中國的な信仰と習俗の混雜を見せない素純な説相がより原典に近いことを示唆している。

一方三元設齋の法を最も詳細に説く洞玄靈寶三元玉京玄都大猷經にも、最近吉岡義豐博士が發表された如く、その原本と推定される敦煌出土太上天靈寶中元玉京玄都大猷經の斷簡が現存するのであるが、これらの四經典を比較對照した結果によれば、まづ報恩奉盆經と孟蘭盆經、敦煌本大猷經と道藏本大猷經の間の繼受増益の關係は云うに及ばず、報恩奉盆經と敦煌本大猷經との間にもその説相と所説において互に呼應するものが明らかに認められ、敦煌本大猷經は奉盆經を、更に道藏本大猷經は敦煌本大猷經を底本として造作されたものであることが推定させる⁽²⁶⁾。加えてこの道藏本三元玉京玄都大猷經は三元の冠稱を有するにも拘らず、専ら中元のみを説いて上

下三元のことに關説せず、僅かに中元が「此乃總管上下二元」する理由として「唯稱中元者、唯中元地官、地官處中、中是正色、故舉中元以攝上下」の如き誠に苦しい釋明を末尾に付してこの點を糊塗していること。また洞玄靈寶玉籙簡文三元威儀自然經もこれと規を一にして、上中下三元の威儀二千四百條を専ら中元宮中に於いて錄せしめていることなど、所謂三元經典には上下二元に比して中元の功德を著しく強調するものが尠くない事實は、これらの經典が本來中元の所説を中核として造作されてきた經緯を暗示し、三元思想形成の背後に潛む孟蘭盆經の指導的な影響の存在を示唆するものと解されるようで、前述の如き愈正變の見解とは逆に道家が七月十五日の孟蘭盆會の流行に乗じて三元の教説を構造するに至つたものであると推定されるのである。

抑、愈正變が中元と孟蘭盆が共に七月十五日に行われていると云う事實を、單に曆法の相違を根據として直ちに「佛家が道家の中元を利用したものである」と割り切り切つたのは、「中元は本來道家の説である」ことを疑うべからざる大前提としたことによるのであるが、この點は誠に輕卒の譏りを免れないのであつて、たとえ中元が道家の所説であるにもせよ、果して七月十五日が本來中元の日であつたか否かについて、更に慎重な吟味を加える必要があつたのである。齋戒籙(紙第八)に所謂三元思想の最も基本的な經典であると見られる三

三元思想の形成についで(秋月)

元品誠經の所説として

三元品戒經云。正月七日天地水三官檢校之日、可修齋。と引き、更に續いて唐初の道士尹文操の撰する混元皇帝聖紀を引いて

聖紀云。正月七日名舉遷賞會齋、七月七日名慶生中會齋、十月五日名建生大會齋。三官考覈功過、依日齋戒、呈章賞會、可祈景福。

と記しているが、この正月・七月の七日及び十月の五日——この日が三會日と呼ばれる齋日であることは同籙(紙第十)に明らかである——が、所謂三元の日と著しく類似した齋日であることは、孟蘭盆會と三元思想との關係をめぐる上來の問題點の解明に有力な示唆を與えるものようである。

ところで、三會日の教説の起源は、所謂三元日のそれより遙かに古いもので、既に陸先生道門科略には三會日設齋の意義及び方法について詳細な所説が存している。即ち

天師立治置職。猶陽官郡縣城府治理民物。奉道者皆編戶著籍、各有所屬。令以正月七日七月十月五日、一年三會、民各投集本治。師當改治錄、落死上生、隱實口數、正定名簿。(紙第三)

とされ、この三日には各治に所屬する信徒が本治に投集し、治に備えられている信徒の戸籍即ち治録を實際の變動に従つて改訂する日であり、恐らく教團はこれによつて信徒の確保

と組織の強化を策したものと想像される。併しこの日に設齋する理由は勿論それだけではなく、「三會之日、三官萬神、更相揀當」(紙三)する日であり、また「其日、天官地神咸會治師、對校文書」(紙三)する日であるからであつて、従つて當日は、

師民皆當清靜肅然。不得飲酒食肉諠譁言笑。會竟民還家、當以聞科禁威儀教勸、大小務共奉行。(紙三)

するよう求められている。併し當日日本治に投集せずして、「若増口不上、天曹無名。減口不除、則名簿不實」となれば

三天削落名籍、守宅之官還天曹、道氣復不覆。蓋鬼賊所傷害、致喪疾天橫。(紙四)

こととなり、道民は天曹の保護を受けることが出来ず、様々な災害を受けることとなる。更に「三吉之日不赴會齋」或は「雖奉道不遵科禁」る如き者は「天曹奪算削籍」を被り、「三官遺考」に基く六害・五災の禍を被ることとなる。と説いているのである。(紙八)斯くの如き三會日の所説は年三日の設齋とその期日の設定において所謂三元思想の所説との間に密接な縁親關係の存在を豫測せしめるものがある。

さてこの様な目論見の上に立つて見逃しえないのは唐の法琳が辯正論(卷八)に「道家節日」を論じて次の如く述べている

ことである。(29)

案道家金錄玉錄黃錄等齋儀、及洞神自然等八齋之法、唯有三元之節。言功舉遷、上言功章。三會男女、具序鄉居戶屬、以請保護。正月五日爲上元節、七月五日爲中元節、十月五日爲下元節。恰到此日道士奏章、上言天曹、冀得遷延延年益算。七月十五日非道家節。

10

この所論の要旨は、道家の三元は正月・七月・十月の五日であり、七月十日は本來の節日ではないと云うことにあるようで、上來表明し來たつた小論の推測を裏付ける主張を含んでいる。但その所論の中に二つの修正を要する點のあることを見逃しえないのであつて、まづ第一に法琳の「唯有三元之節……以請保護」の説明が前掲陸先生道門科略中の三會日の所説と完全に符合するところから明らかかなように、彼の記す三元は三會と修正すべきである點。第二はこの修正に相應して正月・七月・十月の五日の齋日も同じく三會日の正月・七月の七日、及び十月の五日と修正すべき點である。この三會日については既に述べた如く陸先生道門科略(紙三)及び齋戒錄(紙十)が正月・七月の七日、十月の五日を齋日と定めているほか太極真人説二十四門戒經(紙二)にも同様な所説がある。ただ釋老志の太和十五年孝文帝が崇虛寺を建立した際の詔勅に

以正月七日、七月七日、十月十五日、壇主道士哥人一百六人、以行拜祠之禮。

と記しており、この三日の齋日を如何なる齋日と見做すべきか意見の分かれるところであるが、⁽³¹⁾ 敍上の如き三元思想形成の経緯より推す限り十五日の十を衍字と見做すのが最も妥當な解釋であろう。ともあれ法琳の所論に前述の如き修正を施すならば、彼の主張は三會日が道家本来の節日であり、七月十五日を(中元の)節日とするのは道家の偽妄であると言ふことになる。この解釋が法琳の眞意を枉げるものでないとするれば——事實七月十五日は道教の教説を通じて問題の中元とされる以外、毎月ごと十日間行われる十直齋日の一日に該當するに過ぎない——所謂三元思想は六朝時代における孟蘭盆會の流行に刺戟された道家が三會日の教説である三官檢校・天曹奪算の所説を基礎として従來の應報思想を體系的に組織したもので、七月十五日を以つて中元と定めたのも外ならぬ孟蘭盆會に附會し、これを利用せんとしたものであらうと見做す小論の推測を裏付けるものと云えよう。

もともと辯正論に於ける法琳の所論を通じて一貫した道教排斥の意圖を看取しうるが、少くともこの「道家節日」の議論に關しては故意に基く歪曲の迹を見出し難いようで、さきに法琳の過誤として處理した二つの修正點も實は必ずしも法琳の誤解と断定すべき性質のものではなく、恐らく三元思想の形成過程における道教の恣な剽竊的教理操作によつて發生した概念上の混亂を反映したものと見做しうるようで、それ

故に却つて法琳の所論は巧まずして言外にその弱點を衝き、豫期せざる批判の効果を高める結果となつていとも見るこゝとが出来よう。

むすび

道教の教理體系の中における基本的な應報の教説である三元思想の形成について、従來これを北魏の寇謙之の創唱に歸する該餘叢考の説や劉宋の陸修靜の捏造に求める甄正論の説などが行われて來たが、これらは何れも誤りであり、その成立の時期は大體六世紀中葉から末葉に及ぶ二三十年の間頃と見定めることが出来る。遺憾ながらその形成過程を具體的に究明することは他日に譲らなければならなかつたが、兎角六朝中期以來の孟蘭盆會の盛行に刺戟された教團が初期天師道の三會日の教説を教理上の根據として新らたに構成したものであると推定される。

斯かる兩教の關係は道教の發達に及ぼせる佛教思想の隱晦な一例として單純に見過すべきではなく、この場合既に孟蘭盆經それ自體が報恩奉盆經に對する中國の乃至は道教的な修飾・附會を被つて成立している事實に注視するならば、敍上の如き三元思想の形成過程は中國宗教史上に展開される道佛兩教間の重層的な相互影響關係の一齣として把握されるべきであることが知られよう。

註

- (1) 道藏 洞玄部 第一八一册。
 - (2) この説を踏襲したものは小柳司氣太博士「老莊の思想と道教」第三四五頁。同國學基本叢書「道教概説」第九六頁。窪徳忠氏「道教と中國社會」第一七六頁などがある。
 - (3) 守屋美都雄氏「荆楚歲時記の書誌學的研究」(東洋學報第三十六卷、第三號第四號)
 - (4) 道藏 太平部 第七七〇册。
 - (5) 同 洞眞部 第二八册。
 - (6) 同 洞玄部 第一九二册。
 - (7) 同 洞玄部 第二〇二册。
 - (8) 同 洞神部 第八五册。
 - (9) 福井康順博士「道教の基礎的研究」第三八頁參照。
 - (10) 陔餘叢考(卷六)「魏收書有後人所補者」
 - (11) 大正大藏經 第五十二卷 第五六七頁中段。
 - (12) 吉岡義豊博士「道教經典史論」第二一一二四頁參照。
 - (13) 道藏 太平部 第七六二―七六三册 唐孟安排撰。
 - (14) 同 太玄部 第六七七―七〇二册 宋張君房撰。
 - (15) 同 太玄部 第六三七―六四〇册 梁陶弘景撰。
 - (16) 同 太平部 第七八〇―七八二册 唐王懸河撰。
 - (17) 同 洞玄部 第二〇四―二〇七册子唐朱法滿撰。
 - (18) 大正大藏經 第五十二卷 唐法琳撰。
- 猶以上の檢索は主として吉岡義豊博士前掲書の古道經引用書

目に據つた。

- (19) 道藏 洞玄部 第一七九册。
- (20) 吉岡義豊博士「道教と佛教」所收「施餓鬼思想の中國的受容」參照。
- (21) 大正大藏經 第五十五卷 第二八頁下段 梁法祐撰。
- (22) 同 第四十九卷 第三五一頁上段 宋志磐撰。
- (23) 同 第十六卷 第七七九―七八〇頁。脚注によれば高麗本は「闕譯附東晉錄」、宋本・宮内省本は「失譯附西晉錄」、元・明本には「失譯人名附東晉錄」と傳えるのみで譯出の事狀は不詳である。
- (24) 守屋美都雄氏「校註荆楚歲時記」第一五九―一六三頁にも同様な意見が述べられている。
- (25) 「中元孟蘭盆と敦煌本中元玉京玄都大猷經」(中野教授古稀記念論文集)。

猶、敦煌本はスタイン文獻 第三〇六一號。

(26) 試みに四經典の間に見出される繼授・呼應關係の著しい部分の一部を對照して置くらば次の如くなる。

報恩奉盆經	敦煌本大猷經	孟蘭盆經	道藏本大猷經
佛告目連。汝母天尊告曰。斯等罪根深結、非汝罪人造罪既多、一人力所奈可。若欲當須衆僧感神之救拔亦難。④同力、乃得解脫。①佛音	非一人力、得以濟免當依玄都	①佛音	①佛音
吾今當說救濟之濟免當依玄都	①佛音	②汝雖孝順、聲動天神地神邪魔、外道、道④周士、四天王神亦不能奈何、⑥大猷	①佛音

三元思想の形成について(秋 月)

以上の對照表中特に②③④の増益、⑤⑥の改變に注目された。

法令一切難皆難 憂苦。佛告目連。 七月十五日、當月十五日。三元 爲七世父母在厄之畏地官按勾、 難中。(中略) 具變飯五果汲灌 盥器、香油庭燭 床榻臥具。盡世 甘美、以供養。 (中略) 其有供養此等之 衆七世父母五種 親屬得出三塗。 應時解脫衣食自 然。	法。正月十五日、 七月十五日、十 月十五日。三元 之畏地官按勾、 搜選衆民分別善 惡。(中略) 應採諸妙花菓、 盡世間所有衆奇 異、甘彌上饌、 幡幢寶蓋、莊嚴 父母 祖、父母一切眷 屬、廣及懺悔諸 罪、發心懇勤則 囚徒餓鬼、當得 解脫、與食俱飽、 免於衆苦、得還 人中。	③苦、罪障消滅 ④蓮 ⑤日、僧自恣時、 ⑥父母、現在父 母 ⑦百味 ⑧盆 ⑨錠燭床敷 ⑩以著盆中 ⑪自恣僧者現在 父母 ⑫六 ⑬塗之苦 ⑭若復有人父母 現在者、福樂 百年。若已亡、 七世父母生 天。自在化生、 入天華光。	①七月十五日中 元之辰。 ①花果依以五色 ②物道具名珍、 綾文錦綺、甄 弄、服飾十絕 施。 ③十方大聖、齋 詠靈篇。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

猶、③に於いて道藏本(三元)大猷經が七月十五日の中元のみをあげ、逆に敦煌本(中元)大猷經が一月七月十月の十五日の三元をあげている點は一見矛盾の如く見られるが、これは敦煌本(中元)大猷經が最初に造作される際に教理的基礎となつた三會の日の教説の直接的な影響を暗示するものと解せられよう。

(27) 道藏 洞玄部 第二九五册。

(28) 同 洞玄部 第二〇七册。齋戒錄 第八紙。

この齋戒錄の引用する聖紀は所謂「混元聖紀」(宋謝守灝編)でなく「混元皇帝聖紀」であることは同録冒頭に明記するところである。撰者尹文操については吉岡博士「道教と佛教」第二六一—二六四頁参照。ちなみに、混元聖紀卷七第二十八紙に「靈帝光和二年己未正月朔日。老君救太極真人(中略)曰。三元齋自謝犯戒之罪、解考於三官也。曰八節齋謝元祖乃己身之罪、滅黑簿之法也。」と説き、かかる三元の思想を後漢の時代に懸けているが、信ずるに足らぬことは本論に明らかたるである。

(29) 大正大藏 第五十二卷 第五四八頁上段。

(30) 道藏 洞眞部 第七七册。

(31) 福井康順博士は前掲書第四四頁において、この七月七日を中元と見做されたが、根據は明らかにされていない。

(32) 同 洞玄部 第二〇七册 齋戒錄 第九紙。

(一九六〇・一〇・二六)

附言

この小論は舊稿「敦煌出土神人所說三元威儀觀行經と大比丘三千威儀」に於いて發表を約した負責を果すものであり、去る十一月五日、日本宗教學會大會に於いてその骨子を發表したのであるが、その席上吉岡義豊博士より玉稿「中元孟蘭盆と敦煌本中元玉京玄都大猷經」(卅五年十月發行)の抜刷の惠與を受け、大猷經の道藏本と敦煌本との關連について啓發を受けたので、後からこの點に補筆を加えたことを記して心からの謝意を表し

ておきたい。猶このほか小論の第三節は中元を主材とするものだけに、それと史料及び所論の上に重複するものも見出されるが、その間には見解の相違もあり、また相補い合うべき部分も少くないので、敢えてそのまま發表することにした。一言記して博士の御諒承を御願いする次第である。

(昭和卅五年十二月補筆)

On the Formation of San-yüan Theory 三元說

AKIZUKI Kan'ei

The religious idea of retribution preached by Taoism has been playing a no less important part than Confucianism in maintaining a sense of morality among the Chinese. As for the formation of the "San-yüan Theory" that took this idea

of retribution systematically into the dogma of Taoism, there have been various wrong views, which, still not well reconsidered to-day, are misleading:

Of them, we may take up these views as deserving our notice.

1. Hsüan-i's 玄嶽 view in his *Chên-chêng lun* 甄正論 (T'ang dynasty): According to the San-yüan theory, the 15th days of the First, Seventh, and Tenth Month of lunar calendar, are San-yüan days and are respectively governed by the deities of the Heaven, the Earth, and the Water, whose work are to estimate men's doings to be good or evil. He ascribes this theory to Lu Hsiu-ching 陸修靜 of the Liu Sung 劉宋 dynasty.

2. Chao I's 趙翼 view in his *Kai-yu ts'ung-k'as* 陔餘叢考 (Ch'ing dynasty): The originator of the theory was K'ou Ch'ien-chih 寇謙之 of the Northern Wei 北魏.

3. Yu Chêng-hsien's 俞正燮 view in his *Kuei-ssü ts'un-k'ao* 癸已存考 (Ch'ing dynasty): The ritual held on the 15th day of the Seventh Month originates from the dogma of Taoism, and Buddhism, following the example, keeps the ceremony of *yü-lan-p'en* 盂蘭盆 on the same day.

These three views are, however, all wrong, for we can conclude that the San-yüan theory was formed in 20-30 years of the latter half of the 6th century and that the very San-yüan theory of Taoism which contains the teaching about the 15th day of the Seventh Month was formed through the influences of the sutra on *yü-lan p'en* of Buddhism, having its dogmatic basis upon the teaching on the three days of *San-hui* 三會 which is to be found in the tenet of incipient Taoism.